消費者情報アンテナ！

「交換しないと漏電！？」
不安をあおる分電盤の点検商法にご注意ください！

分電盤の点検商法の相談が急増しています。無料で点検すると来訪し、不安をあおり分電盤の交換工事の契約をせまる業者に注意し、被害を防ぎましょう。

分電盤って点検するの？

分電盤を含む家庭用の電気設備は**4年に1回の法定点検**が電力会社に義務づけられています！

Point！

・必ず事前に書面で通知がある
・登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が行う
・点検範囲：主に屋外の配線やメーターなどを確認
　※任意で屋内(分電盤)の点検も依頼可能
・不在の場合でも屋外の点検は実施されます。

※法定点検で契約を持ちかけることはありません！！



お住まいの地域の
電力会社の確認はこちら

こんな言葉に気をつけて！



「無料点検をします」
「分電盤交換は法律で定められている」
「すぐに工事しないと危険、漏電による
火災は保険がおりない」

業者から電話や訪問があったらどうしたらいいの？

☑ **突然点検を持ちかける業者には安易に点検させない！**
電話や訪問で電力会社を名乗るなどして、突然点検を持ちかけられた場合は注意しましょう

☑ **不安をあおられても慌てて契約しない！**
「法律で定められている」「このままでは危険」など不安をあおられてもその場で契約せず、十分に比較・検討しましょう

☑ **不安に感じたら、１人で悩まず消費生活センターにご相談ください！**
契約後や工事終了後でもクーリング・オフ等ができる場合があります

【相談日】毎週月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日除く）午前10時～正午、午後1時～4時
【場　所】消費生活センター（市役所別館4階　48番窓口）
【電　話】048－463－1111（内線2256）
契約に関するトラブル（商品の定期購入、賃貸借物件の退去トラブルなど）、
霊感商法、多重債務などの相談を受け付けています。